

上田 栄一 議員

(一問一答方式)



- ①投票率の向上について
- ②給付金給付事業対象者について
- ③給食費の無償化について
- ④外国人の所有する不動産について

投票における高齢者への対応について

**問** 先の参議院議員選挙において、特に高齢者の方の中には足が不自由で投票に行けなかった方も多いのではないかと思います。このような方々や、老人ホームなどの高齢者福祉施設に入所されている方への対応について伺いたい。

**答** ご高齢の方や身体が不自由な方への投票制度として、入院・入所されている場合には施設における不在者投票制度が、また、在宅の方の場合には自宅で投票できる郵便投票制度があります。

施設における不在者投票制度は、愛媛県が指定する病院、老人ホーム等において不在者投票管理者・投票立会人の立会いの下、不在者投票ができる制度で、大洲市では21の施設が指定を受けています。

自宅で投票できる郵便投票は、要介護5の要介護者や、両下肢や体幹、移動機能や内臓機能に重い障がいのある方が利用できる制度で、あらかじめ市の選挙管理委員会に申し出て、制度利用の証明を受けておく必要があります。

7月の参議院選挙では、施設における不在者投票で218人、郵便投票で2人の方に投票いただいております。今後も様々な理由で投票所に行くことができない方への制度の周知に努めたいと考えています。

給食費の無償化について

**問** 出生者数を増やすためには、保護者の負担を軽減させなければならない。給食費の無償化についてどのように考えているのか伺いたい。

**答** 本市において、学校給食費の無償化は加速する少子化問題の対応策として、また、子育て世帯の生活支援策として効果的であると認識していますが、各自治体単位で決定していくものではなく、国の責務、制度として全国一律に導入すべきであると考え

ています。

現在、国においても学校給食費の無償化に向けて、小学校を念頭に来年度の制度化を目指し、制度設計に入っていると聞いています。また、中学校への拡大についてもできる限り速やかに実現するという方向で検討されており、国の制度として学校給食費の無償化が導入される情勢であることを本市としても期待しています。

無償化が導入されるまでは、これまでも就学援助制度について広く周知し、利用いただいていることから、引き続き、真に援助を必要とする児童生徒に対して支援が行き渡るよう周知徹底を図るとともに、無償化を進める国の支援内容と制度設計の動向を注視していきたいと考えています。

外国人の所有する不動産について

**問** 市内においては、重要土地等調査法における注視区域等の指定はないが、近年、全国各地で外国資本などにより土地の買収が行われている。現在、大洲市には外国人が何人在住しており、外国人や外国資本が所有する不動産がどれくらいあるのか。また、併せて市内で生活保護を受給されている外国人がどれくらいいるのか伺いたい。

**答** 大洲市に住民票を持つ外国人の数は、6月末現在で403人となっています。外国人や外国資本の法人が所有する不動産については、取得状況について市において正確な把握は難しい状況です。

外国人による土地取得に関する問題は、国においてしっかりと議論されるべき問題であると考えています。令和9年に法律を検討する規定がありますので、国内外の情勢を見極めたうえで対応を検討してもらいたいと考えています。

また、生活保護費については生活保護法に基づき支給していますが、外国人は法適用の対象外とされています。しかし、旧厚生省より、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についての通知がなされ、法適用の対象外となる外国人が生活に困窮する場合、本通知に基づき、一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて保護を行うこととされています。

本市においては、6月末現在で4人の外国人の方に対し生活保護費を支給しています。